

205

昭和二十九年七月九日 (全)

人口問題審議會

第三回第二部會議事速記錄

於
共濟會館

文 共 商 全 部

第三回第二編合編專數誌

人口問題研究會

昭和二十八年十月六日

人口問題審議會才三回才二部會議事速記録

昭和二十九年七月九日(金)

於 共 済 会 館

一 開 会 午後一時五十五分

一 議 事

一 閉 会 午後三時四十二分

出席者 (五十音順)

会 長 下 村 宏

会 長 代 理 永 井 亨

委 員 黒 沢 潤 三

“ 下 糸 康 麿

“ 寺 尾 琢 磨

“ 福 田 邦 三

委員

〃

專門委員

〃

〃

〃

〃

幹事

松岡 駒吉

宮崎 太一

岡崎 文規

北岡 寿一

古屋 芳雄

館 稔

山口 正善 (代理)

小山 進次郎

田上 辰雄 (代理)

川瀬 健治

石井 喬 (代理)

吉田 信邦 (代理)

館 稔

その他政府関係者

田 堀

中

秀

雄

寛（代理）

人口問題審議会

第三回 第二部会

午後一時五十分開会

○永井部会長　これから第三回の第二部会を開会いたします。

たいへん向が中断いたしました。やつと参考案を提出する運びになりました。人口問題研究会の人口問題対策委員会が家族計画の向題を取上げておりまして、そのときに特別委員長を寺尾博士にお願いして、館君がその起草の任に当られました。そしてやつと成案ができましたので特別委員会の議に付しまして、まだ私どもの総会の議には付してございません。従ってまだ研究会の一つの案ではありません。こちらの方へは参考案としておまわしをしております。それで一通り起草の任に当られた館君から御説明を伺って、この参考案を土台にしてここで御意見を願ひし、大体皆さんの空気を察して起草委員会で書いていただく。今日の最後にその起草委員をお願いするよう運びにいたします。まずオーに館さんから参考案のできました要点を

ひとつお詫願います。

○館専門委員 だいたい支部会長から御説明がございましたが、人口問題研究会の人口対策委員会の才ニ特別委員会ご一応マられました成案につきまして簡単に御説明申し上げたいと思います。

その前にお手元におまわしいたしました印刷物が数種類にわたっておりますので、簡単にどの印刷物がどんなものかということをお説明させていただきますと存じます。お手元におまわしいたしました印刷物の中で、「人口対策としての家族計画の普及に關する決議」という一番若い印刷物がござりますが、これが二部会の決議の主文でござります。それからもう一つは肩に「参考」と書きまして、「人口対策としての家族計画の普及に關する決議説明資料」という活版刷りの紙刷りの印刷物がござります。これがたゞいまの主文に対する説明を書きました説明資料でござります。それから今度は謄写刷りの若い印刷物で「人口対策としての家族計画に關する参考資料」というのがござります。この「人口対策としての家族計画に關する参考資料」と申しますの

がいねは中向案のようなものでありまして、幹事がとりまとめたものでございます。
それからいま一つ、やはり騰字印刷物で本日お手元にお配りをいたしましたものでござ
います。人口対策としての家族計画に関する参考統計資料」というのがござい
ます。これは対策委員会の方の審議にあたりまして統計資料として作成いたしました
ものをそのまま印刷し直しまして本日ここに持ってきて参りました。それからいま一つは
縦書きの騰字刷りの印刷物で「家族計画と関係法規抜萃」というのがございます。こ
れは厚生保護法を主といたしまして関係法規をまとめたものでございます。関係
法規ばかりでなしに、受胎調節に関する閣議決定でございすとか、あるいは最近の
後に御説明申し上げますが、厚生省の業務局長の通牒に至るまで資料としてまとめた
したものでございます。

それでは一番最初に申し上げました石版刷りの一番古い決議の本文について、活版
刷りの参考資料の方の御参照を煩わしながら要旨を拾って御説明申し上げたいと存じ
ます。まず前回の部会で要旨を一応説明させていただいたものでございますが、その

ときにはまだこの文章がまとまっておりません。大体この前に御説明申し上げたところを中心といたしました。文章にいたしましたものがこれでございます。まず最初に委員会が向題となりましては、政策として人口増加を調整するかどうかという一番の根本問題でございます。その点につきましてはこの前にも御説明申し上げましたように、現在の日本の状態では、人口増加の速度あるいは人口増加それ自体が人口の支持力の基礎でありますところの経済力の拡大ということをしるく阻害している。こういう見地に立ちまして、政策として人口増加を調整する必要があるという結論に到達いたしましたのでございます。この点に到達いたしましたし、参考資料の二十九ページのところに、この向に出ました御意見をとりまとめ要約をしておりますのでございます。

まづ向題は、政策として人口増加を調整することが必要であるという結論に到達いたしました。人口増加それ自体が人口を養う力の拡大を阻害しているという見地に立つたものでございます。

それからその次の問題は、人口増加を調整する場合に考えられます。これは出生を調整するということと、それから海外移住をはかるということとの二つが問題になって参ります。そこでこの出生の調整と海外移住という二つの問題につきましては、海外移住に肉連いたしましては、海外移住というものが人口増加を調整するという意義よりもさらに大きな意義を持つている。こういうことを認めますとともに、現在の海外移住の見通しでは人口増加を調整するということについてどれだけの効果があるかという点においては疑わしい。こういうふうな考えを参りました。従いましてただいまのような見地から、海外移住につきましては別途にこれを審議することが適当であるという結論に到達をいたしまして、海外移住につきましてはやはりこのカニ特別委員会におきまして別途御審議をいただくことにいたしました。ここでは海外移住については、海外移住がいろいろの意味を持つておることは明らかであるけれども、人口増加を調整するという効果についてはあまり大きなものは期待できない。こういうところから海外移住につきましてはこの決議の中にはこれ以上触れられておらないのであ

ります。この海外移住の趣旨につきましても、やはり参考資料の二十九ページのところに御意見の概要をまとめたのでございます。

大体だいたい御説明申し上げましたのがお手元の決議の主文の九ページパーラグラフの要旨であります。九ページのパーラグラフは、わが国過剰人口の重圧を除去する根本方策は人口増加の調整にある。人口増加の調整はかかって出生調整と海外移住とにある。しこういうふうに書かれました趣旨はその点にあるのであります。ヤニ巻目のパーラグラフはこれを受けまして、海外移住についてのただいま申し上げました要旨を要約いたしてあるのであります。この海外移住はただに人口政策の見地ばかりではなしに種々の重要な意義をもつことはいうまでもないが、この特別委員会においてはこの問題については、別途にこれを審議することとする。しと書かれました趣旨はただいま申し上げたところにあるのでございます。

その次に問題となつて参りますのは、出生調整をはかるという政策が人口増加を調整するという点において持つてある意義であります。これは一言で申しますなら

ば将来の日本の人口増加を決定する要素というのは、死亡率よりもむしろ出生率がどこまで下るかということが、将来の人口増加を決定する鍵である。こういうような見地から出生調整の方策を人口増加を調整する方策の主眼として取上げて行く。こういうことと相なつたわけでございます。この将来の人口増加を決定する要素といたしまして、死亡率と出生率との問題につきましても参考資料の二十七ページの下の方に具体的に資料でこの実が示されておりありますし、なお同一の趣旨が参考資料の三十ページのところに若干うたわれておるのでございます。

それからその次の問題は、出生調整の方策をとるといたしますならばどういふ出生調整の方策がとらるべきかということがその次に問題になつたわけでございます。その実についてこの決議の趣旨は家族計画の普及を促進するといふ政策をとることによつて出生の調整方策とする。こういうことでございます。さらにその場合の問題になりますことは、家族計画といふものをどう定義いたしましたして、家族計画といふものの性質をどういふふうにか考えて行くかということでございます。その実につきましてもは

九ページの本文のオミ三番目のパラグラフが家族計画ということの定義を要約したものでございます。この点につきましてもいろいろの御意見が出たのでございしますが、結局要約されました定義がこの九ページの本文のオミパラグラフでございます。朗読をいたしまするならば、「出生調整の基礎は、家族の生活水準及び健康の保持向上を目的として、各夫婦が自由かつ自主的に、子女の数及び出生間隔を合理的、計画的に調整するところの「家族計画」の普及を促進することにある。家族計画の手段は、受胎調節によるべきであつて、墮胎、人工妊娠中絶及び人工不妊の乱用を極力防止しなければならぬ。」大体この一節がこの決議において定義せられました家族計画の定義の骨子でございます。さらにこの定義が家族計画の定義といたしまして、手段としての受胎調節をとつてゐるということも多くを申し上げるまでもないかと存するのでございしますが、なお手段の点につきましては後にもう一度触れさせていただくことになし、まして、ここではこれくらいにいたします。ただいま申し述べました定義につきまして、参考資料の三十ページから三十一ページのところにかけまして、定義の概

略とそれから家族計画自体の性質につきましまして御意見を要約してあるのでござります、
そこでただいままで申し述べましたところによりまして、出生調整の方策といたしま
しては家族計画の普及を促進する政策をとるということとござりまして、その家族計
画を定義したわけとござります。

その次に向題となりますことは、家族計画を政策としてとることについてのいろいろ
の反対論がござります。その反対論を一々検討いたしましたしまして、その結論といたしま
して、いろいろの反対論が出ましたが、その反対論が指摘してありますところの弊
害はむしろ政策としてこれをとることによって防止され得る、こういう見地から反対
論を批判いたしましたしまして、こういう結論に到達をいたしましたのでござります。これらの反対
論につきましましては、参考資料の方の三十一ページから三十三ページにかけまして反対
論を一々列記いたしましたしまして、これに対して出ました御批判の意見を要約しておいたの
であります。

これらの反対論の要旨はこの前に御説明いたしましたことと大差ないのでございま

すが、もう一度出ました反対論の要旨だけを拾いますならば、まずカーに人口の増加
というものが無条件に国力の源泉であるといったような重商主義的な考え方はとらな
いということと、それからもう一つは、いわゆる風俗の頹廃あるいは道徳的な頹廃と
いうことを指摘される点があるのであります。むしろこれらの点は自然のなり行き
に受胎調節の普及を放任いたしますよりも、家族計画の思想に立脚いたしました政策
として採用されました方がその危険が防止される。こういう見地でございませう。それ
からカーの反対論は、いわゆる出生を調整するという手段が人為的で不自然な手段で
あつて、これは家庭生育の幸福を破壊する。こういう御意見でございしましたが、現象
的にたゞいままで調べてある範囲内においては、そのような弊害は健全なる受胎調節
に関する限り認められないと思ひまして、この反対論をとつておらないのでございま
す。それからその次の反対論がいわゆる逆淘汰説というもので要約される反対論でござ
います。この点につきましてもいろいろと御意見が出たのでございませうが、結局に
おきまして現在逆淘汰説というものが出生調節それ自体を否定しておるのではな

むしろこれらの受胎調節が自然に放任された形において普及する場合に弊害が出るのであつて、逆淘汰説が指摘してある点はそのまゝを指摘してあるのである。従つて逆淘汰説それ自体は出生調節を否定してはいない。むしろ認めているのだ。こういうふう

に解釈するのであります。たゞもう一つの向題は、社会的に受胎調節の普及をするこ

とが最も望ましいような階層には自然のままではなかなか行き届かないで、むしろそ

れほど必要でない階層にこれが普及するということ、事實は十分にわかつてゐる。従つてこ

のまゝにつきましてもむしろ自然のなり行きに放任いたしますよりも、政策としてこれ

をとりました。真に必要とされる階層に普及するように考へた方がむしろ合理的であ

り、むしろ反対論の指摘されるような弊害を未然に防ぐことになる。こういう結論に

到達したのでございませう。それから五巻目の反対論は、いわゆる政策として国家

の権力が家庭生活の内部まで干渉することはいけないという反対論でございます。こ

れらの反対論につきましても、先ほどの家族計画の定義の中にも明らかになつて

あります。ようによ、各御夫婦が自由かつ自主的にこの手段を取入れて、家庭生活の

内部に干渉するような普及の政策は考えておられない。こういうことでございます。ただどうして家族計画の考えておるところを實現しなければならぬか、そういうものの考え方を普及することを根底とするか、こういうような点からいたしましておもな反対論を五つ掲げまして、それに対する一々の批判を行いました。上ご家族計画をただいま申し述べましたように定義づけまして、そうしてこれを出生調整の政策として取上げるということになつたわけでございます。

その次の問題は、それでは家族計画の手段が何であるかということか、その次の問題でございます。しかしその場合にここにはななくなつておるのであつて、家族計画の手段が何であるかということを問題にしなければならぬのでございますが、それ自体が日本の特長事情でございます。国情にあきましましては必然的に家族計画が受胎調節と結びついている。ところが日本では現在必ずしもこれが理論的にも結びついておらないというところから、手段としての受胎調節と、それから家族計画との関係につきましていろいろの御意見が出たのでございます。その要案につきましては、参考資料の三

十三ページのところに「家族計画と受胎調節」という見出しが設けてございますが、その三十三ページの「家族計画と受胎調節」の見出しのところから三十五ページのところにかけて、出ました御意見の要旨をとりまとめてあるわけでございます。この手帳として受胎調節をとるといふ点に関連いたしましたして墮胎公認論の立場を否定してあるのがございませぬ、その場合にいわゆる人工妊娠中絶がどの程度に母胎の生命と健康を害するかということにつきまして、確定的な材料はございませぬけれども、少くとも人工妊娠中絶が受胎をむしろそのまま促進するということが母胎の生命や健康を害するところのキマンスが多くなるということとは当然容認されなければならぬ、こういうような見地から、主眼といたしまして家族計画は受胎調節をとるといふことを明らかにしたのでございませぬ。

それから出生調整の方策として家族計画の普及を促進するといふ政策をとるにあたりまして、いま一つの問題は、現在すでに政府は受胎調節の普及の政策をとり、また普及の運動が行われているのでありまして、これとそれからこの決議において考えら

れておりますところの家族計画の普及を政策としてとるということとどの点が違うか
ということが向題でございます。この点に関連いたしましたは、現在の受胎調節の普
及政策が母性保護ということを目的としてあるということと、従いまして勢い重点が
受胎調節という一つの技術の普及の政策になつてゐる。この二つの点にかんがみまし
てこの決議においてとられました家族計画の普及を促進するという政策は、目的が人
口政策にあるわけでございます。受胎調節という手段の普及は申すに及ばず、さら
にその一つの根本的なものと考え方といたしまして、家族計画という理念を普及して
行く、こういう点におさまして現行の受胎調節の普及政策とは違ったものである。
こういう立場に立つてあるのでございます。これらの現行の受胎調節普及政策につ
きましては、お手元の資料の「家族計画の關係法規抜粹」というものの中に四十九ペー
ジから五十九ページにかけてまして、現在の受胎調節普及政策の基礎になりましたところ
の閣議決定の文章と、それからこれに基いて厚生省の方でつくりましたところの受胎
調節普及要領及び普及実施要領の細目等を編集してここにまとめたのでございます。

これらをごらんいただきまして、ただいま申し上げましたところの趣旨がおのずから明らかであろうかと思つたのでございませう。そこでただいま申し述べましたところを要約いたしまして、決議九ページの主文のオ四番目のパラグラフにあきまして、「ここにかんがみ、政府はすみやかに、総合的人口的対策の一環として、家族計画実践の普及を推進徹底せしめる為、適切な方策を確立実施することが必要である。」これがただいま申し述べたような面からいたしまして決議の一つの結論になるわけでございます。

それからその次のパラグラフにあきまして、ただいま簡単に申し述べました現在行われておりますところの受胎調節の普及政策との関連をとりまとめられておるわけでございます。ただいま申し上げたところを要約いたしたものでございませうが、朗読いたしますならば、「現行優生保護法は母性保護の見地から、一方、人工妊娠中絶に關する規定を設けるとともに、他方、受胎調節の指導及び普及に關して規定を設けてゐる。また、現在政府は、人工妊娠中絶は母体に及ぼす影響に對して考慮すべき点がある。

ので、かかる影響を排除するため受胎調節の普及を行う必要があるとして、母性保護の見地から受胎調節普及政策をとっている。これ等母性保護の見地からする受胎調節普及政策は、その歴史的意義を認めるにやぶさかではないが、人口対策の見地よりみれば遺憾なきが少なくないし、またその効果にも自ら限界があるものと思われる。これ等の諸政策は、総合的な人口対策の一環として統合されてはじめて遺憾なきを期し得るものと考えられる。こういうふうに述べられておるのでございますが、ここで遺憾なきがあるとか、あるいは現在の受胎調節の普及策に一つの限界がある、こういう表現に現われておりますところの御意見は、をだいま申し述べましたように母性の保護という見地からだけの政策ではやがて行き詰まりはしないか。あるいはまた受胎調節の普及という一つの技術の普及政策にあのずから重点が置かれて、人口政策的な目的がはつきりとしていないということ、すでに現在の第一线の受胎調節の指導の任に当たった人々自体がこれを感じているところであるというような御意見も出ていたのでございます。

なあまた総合的な人口対策の一環として考えるということには、すでに現在生産年齢人口が激増するという問題も控えてあるわけでございますし、人口問題研究会の人口対策委員会といたしましては、この問題を主として第一特別委員会において取扱つてあるのでございます。従いましてこれらの生産年齢人口の激増ということと、それから受胎調節とがどういふふうに結びついているのか、あるいはまた現在出生率は下り、死亡率が下って寿命が延びるということになりませぬ。あつから人口が老年化するといふ傾向が現われて参ります。これらの老年化する傾向を受胎調節及び家族計画の普及といふこととがどういふ関連を持つて来るか、こういうふうなことはやはり人口政策として総合的な人口対策の一環として考えられて初めてその意義を持つて来る。こういうことに相なると思ふのでございます。主としてこれらの点からいたしまして、広く人口対策の一環として人口対策の普及を政策としてとるべきだ、こういうことに相なると思ふのであります。

そこで実は今まで申し述べました点が主眼点でございますが、要するに現在の日本

の状況のもとにおいては人口増加を調整する必要がある。人口増加の調整策といふは、ましては出生の調整策が最も有効である。その出生調整の方策といふは、家族計画の普及促進の政策をとるといふことと、これに積極的に便宜を与えますとも、これに対する反対論を排除いたしました。総合的な人口対策の一環として家族計画の普及という方策をとるべきである。こういふことに帰着するかと思うのでございます。

それからさらに決議は、ただいま申し述べましたような受胎調節、家族計画の普及政策がとられるにあたりまして特に注意するべき点につきまして、これを箇条書きにして列記してあるのでございます。それが十ページから十二ページにかけてのところでございます。一応朗読いたしますならば、まづカータは「家族計画を普及する政策は、人口対策としてのその目的を明らかにし、家族計画の理念の普及徹底をはかり、単なる受胎調節技術の指導に終始してはならない。がんらい家族計画の理念は近代的合理主義に基く生活態度であるから、それは人口対策を目標とする生活指導であるべ

ぎである。し、ここのがカーの留意事項でございまして、この留意事項の中で特徴とされております。実は、はつきりと人口対策として家族計画の普及の政策をとるべきであるということ、家族計画の理念を根底として普及政策をとるということ、それからいまいつは、これらの政策がほんとうに取上げられまして、そうして一般の人の中にとけ込んで身について行かなければならぬわけでございます。ところが家族計画という一つのものの考え方は、近代的な合理主義に基きますところの一つの文化的な生活態度である。こづいふうに考えまして、それは現実の指導によつて生活の中にとけ込まして行かなければ、ほんとうに身についた普及はできないということから、特に生活指導という部が設けられてあるのでございます。

それから二項といたしまして、「家族計画の普及は勢のおもむくままにこれを放任すれば、とかく真にこれを必要とする階層に容易に普及しない傾向があるから、特にこのような階層に普及するよう指導上留意するとともに、受胎調節手段の無償または廉価配布の実現に努力する必要がある。殊に生活保護法の適用を受ける家族に対しては、

受胎調節手段の無償配布を行い、また、国民健康保険その他の社会保険の給付として、
受胎調節手段を配布し得るよう措置することが望ましい。このことは先ほど御説明
いたしました逆淘汰という立場からする反対論にもこたえる点でございます。現
実に西ヨーロッパの文明国が経験いたしました事実でもございますので、特に真に必
要とされる階層に普及することを政策として考えるということを一箇条設けたわけで
ございます。なお逆淘汰説に對しましてはこのカニ項とそれから最後のカ十三項にお
きまして覆生学的考慮ということを述べておるのでございまして、この逆淘汰説に對
しましては二項と十三項とが関連して来ることになるわけでございます。

それから今度はカ三項といたしまして「一級は、都市に比べて農村においては家族
計画の普及が一そう困難であるから、特に農村における家族計画の普及を促進するこ
とに努める必要がある。」これは現在の受胎調節普及の実情にかんがみまして、特に
一項目を掲げられてあるわけでございます。

それからカ四番目には「都市において、地域的集団指導が必要であることというまで

もないが、特に工場・鉱山等における職域的集団指導に努める必要がある。これは
現に最近におきまして始のられておりましたところの鉱山についての指導あるいはま
だ工場についての指導といったような職域的な集団指導が非常に効果をあげつつある
というような事情にもかんがみまして、地域集団に対する指導ばかりでなしに、こ
ういう職域的な集団の指導の仕方ということについて指摘をしてあるわけでございます。
それから六項目は「受胎調節普及の現状にかんがみ、特に妻の年令三〇才未満の夫
婦について家族計画の普及を促進することに努めること」が必要である。さらに、結婚
の時からこれを指導する方針をとるべきである。これは現在の受胎調節の現状にか
んがみまして一項を差控えたわけでございます。

それから六項目といしましては「保健所、優生保護相談所、その他一切の指導機
関並びに指導者の養成訓練の拡充強化をはかるとともに、特に民間指導機関の積極的
協力を促し、現在の指導組織上の摩擦や制限を調整し、家族計画指導普及組織の強化
拡充に努める必要がある。」これは現在の目的をもつて組織されておりますところの

受胎調節普及の組織からさらに一層拡充強化いたしました。また現在あります。ただいま見られるところの助産所等を当らして行こう。こういう趣旨でございます。ただその中で特に具体的な事例といたしまして向題となりました。笑。特に助産婦が実際のカー線の指導をいたしますにあたりまして器具はこれを取扱うことがござるのでございませうが、薬事法の関係上薬品を取扱い得ないということに現場の方からも大きな問題としていろいろの声がかかるのでございませうし、またこれに即応いたします。して厚生省といたしましては薬務局長の通達をもちまして、都道府県にその取扱いに ついての趣旨を明らかにしておるのでございませう。お手元にさしませました関係法 規抜料の印刷物はたいへん見にくい印刷になりましたが、五十九ページの一番おしま いのところでございますが、そこで切取てありますので、この五十九ページの一番最後 はその次のページに送るべきであったのであります。印刷の間違いで五十九ページ は一部分かかってたいへんごらんになりにくくなっておりますが、大体これがその全 体のことでもあります。最後に六十ページのところは薬事法の関係条文の抜料をいた

しておいたのがございます。こういうような点にかんがみまして、なるべくこれが摩擦をとり取り扱えるようにというようにも盛り込んでこのオ六項が掲げられておるのでございます。この点に関連いたしまして参考資料の方の六十ページのところに、出ました御意見を要約いたしておるのでございます。

それからオ七項は「わが国の家庭生活の特色並びに社会の各階層における家庭生活の実態に適應した受胎調節技術に關し不斷の調査研究を必要とする。」それからなお八項には「家族計画の実態に關し不斷の調査研究を行いその普及指導方策の指針となしなけれはならない。」さらに十二ページのオ九項におきましては「性に關する正しい知識の普及指導をはかるとともに健全な結婚及び性に関する道徳の高揚に努めなけれはならない。」これはいわゆる受胎調節の普及がややもすれば「性道徳の頹廢に導く」といつたような反對論も出てありますところから、ことにこの一項が掲げられたわけでは、性に関するところの正しい知識というものがその実践の前提にもなるわけではございますから、あ

わせまして九項としてここに掲げられたわけでございます。

それから十項は「家族計画の本質にかんがみ、それが普及の客観的條件の成熟に留意しなければならぬ。すなわち、国民経済の高度化を推進し、国民の生活水準の向上をはかり、文化生活に対する欲望が高揚されなければならぬ。」これは従来一般に認められておりますごとく、家族計画の思想がほんとうに身につくのはこういうような客観條件の成熟したもとにおいて意味があるということだ。客観條件の成熟ということについて一項が設けられてあるわけでありますが、これはこの人口問題研究会の人口対策委員会といたしましては、オー特別委員会の収容力並びに生活水準の方の特別委員会の関連事項でございまして、特にこれを掲げた次でございまして、

それから十一項は「生産年令人口激増必至の現下のわが国においては、家族計画の普及が家計費の膨脹を緩和し、生産年令人口激増期における重要な対策の一であることを軽視してはならない。」これはヤヤもいたしますれば、生産年令人口の激増するということの方がさしあたっての大きな向題であるという見地に対しまして、受胎

調節あるいは家族計画の普及政策というものがこれとは無関係ではないのであつて、無関係どころかむしろ生産年令人口の激増期において、人口対策として一つの意義を持つということも明らかにした点であります。この点に関連いたしまして参考資料の方の四十ページから四十一ページにかけては御意見の要旨を要約いたしましたのでございませう。

その次のヤ十二項は「家族計画の普及による出生率の減退が死亡率の改善と相まつて、人口の老年化傾向を促進することはこれを認めなければならぬ。人口の老年化によつて生じる諸問題に対しては別途適切なる人口対策を考慮すべきである。また、人口の老年化に關する諸方策が家族計画の普及を促進する条件の一つであることを見逃してはならない。特に問題は最後の点でございますが、人口の老年化に対する諸方策が考えられることが家族計画の普及を促進する一つの条件であることは、現在のオ線の指算面から出てある意見でございますけれども、往々にしてやはり老後についての心配ということが受胎調節の実践についての心理的なる一つの妨げになつておると

いうことが非常に多くカー線では感ぜられる模様でございます。従来は日本では子供が親たちの老後の生活の世話をしていた。ところが前時代的家族制度というものは漸次崩壊をして行く。あるいはまた死亡率が下つて寿命が延びたことによつて老後が長くなる。そこで子供はなるべく産まないようにするということにすれば、一体それが老後の世話をしてくれるのかといつたようなことが、やはり一つの問題として現場では起つておる模様でございます。しかもそれが最近になりまして決して軽く見ることのできないような傾向であるというふうに思われますところから、人口の老年化の傾向に対しましては別途の方策が考えられるということが受胎調節の普及を促進する一つの条件である。このように考えられるからでございます。この点に關しましては参考資料の四十一ページのところにこの要旨を要約したのでございます。

最後に十三項は「家族計画の普及をはかる諸対策に優生学的考慮を浸透せしめるとともに、人口資質の積極的向上をはからなければならぬ、人口の資質向上に關する諸方策については、別に、この特別委員会において検討する予定である。」この人口

向題研究会の人口対策委員会のヤニ特別委員会は量の調整と同時に質の向上を課題といたしてあります。岡藤上、資質の向上政策については別途審議することをここに掲げてあるのございます。

たいへん長くなりましてはなほだ行き届きません説明でございましたが、またいろいろとお尋ね等をいただきまして御説明させていただきましたと思います。

○永井部長 たいへんはっきり御説明を伺つてありがとうございます。質疑に入ります前に、今回医師会の会長の黒沢委員がお見えでありますので御紹介を申し上げます。

○黒沢委員 黒沢でございます。(拍手)

○永井部長 それではこの前ヤニ回の部会のとときに大体的な家族計画に関する御意見を伺いましたから、今日は主としてたいま館委員から御説明のありました参考案について御質疑なりあるいは御意見を承つておく、そういたしますと起草委員会を向きましたとさせていただきますので、どうかひとつ御質疑で

も御意見でも、主として参考案についてお話願いたいと思います。

○宮崎委員　ちよつと私質問をいたしますから筈さんにすみませんけれども……

私も大体こういうことであらうと思つて非常にありがたく思つてあるのでありますが、十ペーシの政策についての、家族計画の普及のために放任すれば、とかく裏にこれを必要とする階層に容易に普及しない、そこで生活保護法の対象のような者、それから保険の対象のような者に無償または廉価の手段方法をやつてくれ、こういうことであります。これは人口問題を離れて現在の受胎調節の場合でも無償問題あるいは廉価の問題は出るのでござりますが、問題は一体幾らかかるかということなんであります。それが一つ、たとえば一十萬の器具について百円当りかけたりどうかというような計算をする場合において――私は在言中はしばしばこの問題をいろいろ議論をしたのでありますが、個人々々にしてみると百円の金でも、国から考えますと十億という金が出て来る。そこで国家財政の見地から行くと、それが生きるとかどうか、全然死ぬ金ではないか、どの程度生きる金であるかということが問題になるわけであ

りますが、しかし人口問題として受胎調節をやるといふ場合においてそれくらいの金は問題ではないのじゃないかということになれば、それもその通りであります。私決して反対をするのではありませんが、一体一人について手後は幾らかかるのか、それから措置をする経費はどのくらいかかるのか、それはどの範囲でどの程度に見積つた方がいいのかということが一つ。

それから社会保険のことが問題であります。国民健康保険にいたしましても、それから普通の健康保険にいたしましても医療が中心でありまして、病気になつた者を直すということに主体があつて、それ以外の問題はいわゆる奨励的な措置としてやつてある。ところが医療問題は今日において自分の会計ではまかなない切れない、いわゆる保険料をとつてそれでまかなうにははなはだ荷物が大き過ぎるというのが現在の状況でございます。そこで医療以外に社会保険を広げて行くには国庫がこれを負担しなければならぬ。そうしなければ現在の労働者や事業主が負担することはむずかしい。しかし人口問題というものは家族の問題であつて、家族の病氣はそれで行く。事

業主は家族手当はいらなくなる。社会保険全体から見ると、それは保険としてはいいのだという説は出ますけれども、現在の日本の社会保険として医療問題は今火がついていっているような状態の際でありますので、具体的にこれを持ち出すときには、それについてどのくらいの金がかかるか、ことに国民健康保険はそうでありますか、どのくらい金がかかって、それで国庫がいかにてこ入れをするかというような向題が実際向題としてはあるだろうと思うのです。そういう意味でこういう向題は何かのことでなしに厚生省の問題でもありますので、よく厚生省なり、公衆衛生局なり、保険局なりの実際の数字あるいは今後の方針等も内部的にひとつ御検討願えればけっこうである、また御検討あればこれもけっこうである、こういうことを負向がてらお願い申し上げます。

○鑑専門委員　ただいまたいへんいい御注意をいただきました、特に手段の無償あるいは廉価配布のみに関連いたしましては私の説明の足りなかつたところもあるのでございしますが、水ニ項に二本建に書きわけであるのでございまして、特にこの生活保護

法の対象であるとかいうふうに限定しませんで、一般に指導上特に家族計画の普及の必要のところへはなるべく安く配れるように、あるいは無償で配れるようにというところが一つと、殊にレというふうにはパラグラフをわけまして、そこで生活保護法の対象と、それから国民健康保険その他の社会保険の対象とを書きわけまして、そうしてこれらの生活保護法の適用を受けてある者と、それから国民健康保険その他の社会保険の対象等につきましては、これはひとつ保険給付としてなり、あるいは生活保護法の適用を受けてある者については特に無償配布が必要だという趣旨をいわけたものであります。ただいま宮崎委員から御指摘がございましたように、これは具体的な金額の計算ということがこれを實現するためには一つの大きな問題になると考えられるのでございまして、この点につきましては逐次話が具体的になりますに従いまして、私の方で材料をとりまとめ計算をしてみたいと思つてあるのでございます。ただ材料も決して十分でございまして、特に生活保護法の適用を受けてある者につきましては一応の年齢構成がわかるだけで、実は出生、出産等につきましては直接にはまだわ

から存いゝもございますので、計算上こういう材料をなるべく整えたいと考へてお
る次第でございます。

それからなおもう一つ、このホニ項ばかりではございませんで、全体の、特に一
二、三の箇条書きの處でございますが、これは特にどの一つをとということではなしに、
これらの十三項目がお互いに関連しまして、実現して行くということとを期待してある
わけでございます。

なおもう一つ御注意のございました社会保険につきましては、一つの現在の社会保
険体系の理念と申しますか、理論の問題が一つと、実際上の金額の問題と、二つの点
があると思ひまして、一応は保険局の方へ事務当局の方でも御検討いただくようにお
願ひはしてあるのでございます。たいへん保険局の方とさ小ましても興味のある問題
だけにお考へになつてあるようでございますので、保険局の方でも事務的に御検討が
進むと存じます。なおまた理論的にも社会保険体系の中にこの給付を入れるというこ
とにつきましても委員の先生方のお知恵を借りてこちらでも考へる点があるかと思

うめであります。実際上の運びにつきましては御指箭の通り医療中心があり、また医療上の処置だけでもすでに白題になっておるのでございますから、この点につきましては基礎理論を反省いたしました上、その上に具体的な計算をつけて事務的にも連絡をいたしたいと考えてある次第でございます。

○古屋専門委員　私内輪で相談してつくつた仲向でありますけれども、ときぐ出たりに出なかつたりいたしました。ゆからないところが少しありますから傾向はありますが、家族計画を人口政策の立場から取上げなくてはならなくなつた。またそれがどうしても今日必要だということ、こういうふうなことになるわけがあります。つまり、ゆかりやすく言えば、従来は母体の保護、それからせいせいここに書いてあります。ゆに家族の生活水準の低下を防ぐ、そういう立場からのみでやっておつたわけです。ありますが、これじゃどうしてもいけない。もつと広い、大きな国の立場、あるいは民族の立場から家族計画というものを取上げなさやならぬ。もう一べん再検討し、新しい理念をそこに盛り込んで強カにこれを国民に推進する必要があるということ。

やないか、委員長私はそういうふうに住じてあるのであります。しかしこの決議をずつと読んでみましても、ご夫婦が自由かつ自主的に、子女の教及び出生間隔を合理的、計画的に調整するところの「家族計画」の普及を促進することにある、とある。それからあとは、中絶を乱用してはいかぬというようにも、こまかいことも出て来ますが、その理念そのものは一体どこに根拠を置いてそうならなければならぬのがあるか、家族計画を特に今日普及しなければならぬ理由はどこにあるか、というところが、どこにも明らかに書いてないように思うのですがどうなんでしょうか。

○寺尾委員 実際はもう少し家族計画というものが今までの産児調節とどう違うか、そこからほんとうにははっきりさして行かなさやならぬと思うのです。産児調節というのは大体技術的な面に重点を置いた言葉だろうと思いますが、広い意味での産児調節ならば、たとえば日本でも徳川時代あたり非常に盛んに行われてある。しかしああいふ場合の産児調節は、生活方面における、何と云いますか建設的な面は何もなく、いわゆる貧困あるいは災害、そういうものに押し出されてやむをえずやったという

非常な悲惨なくらゐの産物だと思われるのであります。家族計画というところでは存
くて、生活を建てて行く、建設して行くという、非常に文化的な建設的な意図が先に
あつて、産児調節というものを単にその手段として使つて行く、その意味において昔
の産児調節というものは理念的に非常に違うところがなくちやならぬ。そういう理
念を持ったものが家族計画だ。私たちがそう考えるのであります。そこを実はもう
少しはつきりと記う必要があるんじゃないかと思うのです。そうしませんと家族計画
と今までの産児調節とが混同されてしまつておそれがある。ところが家族計画というの
は理念的に申せばさうですけれども、現在の日本で、それがは実際にさういつた意味
の家族計画が行われておるかといつと、実はまだ疑問だらうと思ひます。いはば非
常に追つかけて来られて、ことに敗戦後の窮乏した社会で急に産児調節自体が手段として
使われて自由になつたのですから、いはば窮乏した生活に合せるためにやつてゆくと
いう昔の徳川時代のよふな傾向色彩がまだ多分にあるだらうと思ひます。ですから
これはもう少し、社会そのものが安定して来ないと、ほんとうの意味の家族計画といふ

ことは無理だろうと思っております。

○古屋専門委員 私の質問がちよつと徹底しなかつたかもしれないが、私のお願いしたいことは、産見制限とか受胎調節とかいうことは昔から言つてあるし、そればかり家族計画の理念、それは今のお話の通りよくわかるのです。私の言うのは、そつじやない。家族計画というのは、いつの時代でもあるのですし、やつておる人もあるのです。徳川時代でもあつたと思つたのです。そして子供の多い人は、もうちよつと産んでもらわないと農村経営などはとてもやつて行けない場合には、この百姓の一家には産むことが家族計画であり、そういう家族計画は今日でも昔でも田舎にはある。ただそれをちよつと合理的にやることはけつこつだし、それはわかりませんが、私の言うのは、今日日本がこれだけ切直して非常を脅威に当面しており、生産量と人口の増加により年々七十万、八十万の人に職業をふえなさせやならぬという非常なおそろしさに襲われておる今日、ただ家族計画を徹底しろなんというふうなことでいいのかということなのです。私の言いたいのには、家族計画にもいろいろ場合がある、調節する場合もあろう

し、小やす場合もあろうが、しかし今日の家族計画は、近い将来の人口はどうか、
こうなる、ということはある程度向かない。そういうことを今言うのは誤解を起すし、ま
た遠い将来の人口政策といつても永久不変なものがあるはずがない。今日のこの切迫
した五年、十年の人口政策を論じてある場合に家族計画を取上げることには、合理的
に自己の意思によって出生を調節しよう、というような趣旨をいまさら徹底させる必要
があるか、というのです。調整には小やす方と減らす方とあるが、小やす方はなるべく
やめてほしい、ということを強く言うことが必要じゃないか、それがどこに出ているか
ということなのです。僕の具体的に言いたいことは、それを言わぬと、ここに家族計
画を取上げた意味がはっきりせぬのじゃないか、と言うわけですよ。

○寺尾委員 家族計画の中に、場合によると家族を小やすという要素がある、というこ
とは、そういう意見は相当あると思えますけれども、しかし外國の家族計画を見まして
も、それはいささかこじつけの解釈であつて、家族計画の本意は、うっちゃって置け
ば、小やす家族を自分の力に合せる、という意味において行ふことなので、やはり家族制

限というのが本来の意味の家族計画だろうと私は思うのです。

○古屋専門委員 僕は必ずしもそう思わないのです。たとえば安藤先生のごとき、はつきりと減らすだけじゃなくふやす方も……。

○寺尾委員 ですけども、これは家族計画の理念じゃないと思うのですが、家族という以上は夫婦と子供が家族なんです。子供が一人も無いというのは、いわば病気をいふんです。そんなのは病気にして医者にかけてやる意味であって……。

○古屋専門委員 わかりました。しかし調整の可能性があるから家族計画であつて制限といつてしまえば家族計画という必要はないんじゃないでしょうか。それはともかくとして、人口政策としての家族計画普及の必要ということが、館さんこの決議のどこに出ているのですか。

○館専門委員 それでは私から御説明させていただきます。実は特別委員会でも一番むづかしい矣がその矣にごさいます。今古屋先生の御指摘になりました矣につきましてはまた非常に御意見のわかれる矣であろうと思うのでございまして、御意向の第

一の点につきましては、家族計画という一つの限定を与えてあるのでございまして、ただいま石屋先生から御指摘になりましたように、あるいは徳川時代の家族計画、あるいは原始社会の家族計画ということが考えられるかどうかということが一つの理論上の問題でございまして、ここでは家族計画は、いわゆる近代思想としての家族計画の範囲に限定したのでございまして、従いまして、その点では家族計画というこの概念が一つの近代的な合理主義の表現であるというふうに解釈いたしました。それから、二段の問題では、それでは、そういった家族計画の概念その自体の中に人口政策的意図を入れるか入らないかという問題なのでございまして、この決議の趣旨といたしましては、家族計画の概念は一つの近代的な合理主義として与えられた客観的な事実をそのまま受け入れて、これを日本的に定義づけることはいちたしましたけれども、家族計画という概念のその自体の中には人口政策的理念を盛り込むこととはしてあらないのであります。むしろ問題は、そういったような家族計画という一つの客観的なもの、普及を促進するというところにこの決議の趣旨があるわけでもございまして、さらにこ

の決議の趣旨といたしましては、いさなりただいま申し上げたような意味の家族計画の普及を促進するという考え方は存しに、まず第一に、現在の日本の人口情勢からいたしまして人口増加それ自体を調整することが必要であるかどうかということが先決問題になるわけでございまして、その点では現在のまうに増加して行く人口それ自体が、生産年齢人口が激増してあるのであるから人口の収容力を高めることが必要であることは申すまでもございませぬけれども、経済の力それ自体を拡大するためには人口の増加自体が一つの妨げになっている。こういう考え方でございまして、従いまして人口増加それ自体が収容力の拡大を阻害する条件であるということならば、収容力を高めることだけでは意義をなして来ないわけでございまして、そこでむしろ一つの人口政策としては根本的な方策としての意義がここにある。こういう考え方に立脚してあるわけでございます。従いまして第一のバラグラフでそれを要約したわけでございします。むしろ問題は、ただいま申し上げたように家族計画それ自体を普及するということに問題があるとしたしますならば、人口政策としてなぜ人口増加をコント

ロールしなげればならないのかということに議論の根本が来るわけですが、
それはむしろ家族計画その自体の問題ではなしに、人口増加をどう調整するか、また
調整すべきであるか、その根拠がどこにあるかということに問題が帰着するわけで
ございます。その点ではたいへん書き方は弱いのでございますが、この決議の冒頭の
二、三行で簡単にその点を危うくあるわけがございまして、ただたいへんその点があす
かしいのでまとめるときにも一番困った問題でございまして、ただ幾分御指摘の点を
補うという趣旨からいたしまして、特に部会長の寺尾先生にも御自身で筆をおとり
いただきました。この参考資料の二九ページから三〇ページにかけて、その要点を
要約したのでございますが、この点は、確かに御指摘の通りに作文といたしまして、
はなはだ弱い感を与えるかもしれないのでございますが、一応何と申しましようか良
心的に御意見をフォローして書いたという程度で、この表現の弱いことは確かなので
ございます。

○永井部会長 古屋さん、あなたのあつしやられることの要旨は、人口対策として取

外 十二
上げるならば、一國の人口にはこれではいかぬ、自主的に統制し調整する必要がある、なぜそれとからめて、日つきり書かぬか、ということに要旨があまりに存るんじゃないでしょうか。そこまで徹底しての御意見ではありませんか。

○古屋専門委員　そうですね。もう少し深いものです。家族計画の理念の定義などを、これこれ言ってみるところで、ことに近代主義だどうだこうだという館さんの意見を聞いてみると、説明がうまいから、なるほどと思うような気もいたしますけれども、それはいつの時代でも、つまりそう古い昔をとらなくても戦前でも家族計画の理念はあつたわけですよ。やはり合理主義に立脚した考え方もあつたわけですよ。そうでなく私の言いたいのは、家族計画といつても、理念をどうやこうや言うのではなく、家族計画の中でも、つまり必要でも欲しくも何んともなくて子供をどんく産んで制限しないところから先たいへんだぞということ、その場合に國の生産年齢人口の増加あるいは社会不安とか、いろいろなものがあるがそこへ出て来るわけですが、そういう事柄を引用する。また失業者が家庭に出たときにも子供がわやみに多いときにどんなに困るかとい

うような問題も出て来るわけだが、そういうところをもつとわかりやすく、単純な言葉でもっと徹底的にやれ、といえ、これは人口政策として取上げたといつても、立つたに立つか、私に言いたいのはそういうことなのです。

○永井部会長　よくわかりました、それでは北岡さんこれに関連して何か御意見を。

○北岡専門委員　この決議案、この参考資料に對しましては多大の敬意を表したいのです。これだけりつびな、無難な、非常に委曲を尽した決議案をつくられ、さらに貴重な資料をつくられたことに對しまして、私は大いに敬意を表します。館君及び寺尾君に特に敬意を表します。しかし今古屋さんがいわれたようにちよつと何か足りないところがあるように思うのです。なぜかという、あまり上手に文章が過ぎ過ぎ、一番問題になるところがちよつとはずしてあると思います。しかし一番ここをわなければならぬことは、日本は人口過剰であるということです。ここには「過剰人口の重圧」といつてあるので、人口過剰ということは当然わかりきったことになるのでしようけれども、そうじゃないのです。日本には少数であるけれども、日本は人口は

過剰じゃないという意見の人もありますし、また人口過剰であると申しましても、それは実際どういふふうなわけかいを起すのかという点につきまして、ほんとうに國民が意識していいいと思うのです。この点を知りなければこそ人口政策について本腰が入っていないのです。その証拠に、人口を抑制しようと言つたら、おそらく日本の識者のうち、そうぞすね十人のうち六人くらいはすぐに反対するんじゃないかと思ひます。人口抑制といふのはほんの一例ですが、人口抑制に反対なさる方々なのですから、これは人口過剰といふことがはつきりぬかれない証拠です。だから、ここでは人口の重圧なんといふことは当然なことのように書かれてあるが、これは私は非常に決議案の欠陥であると思ひます。日本は人口が多い、多くてこれだけのわけぬいがあるといふことをはつきり書かなさやならぬ。もとより書きますれば必ずどこからか反対が出る。それはわかつてありますけれども、それは書きようがある。名文家の館君や寺尾君がうまく書けば反対のしようのないような上手な文章で、日本の人口過剰は非常に恐るべき事態である。近い将来にたいへんなこととなる。私は私なりの意見を持っており

ますか、言えは反対を食いますから控えますか、このことをはつきり書かなければ人口審議会の重要な使命は達せられないと思ひます。

それから中二に人口が多いことがわかりましたも、それならばどうすればいいかということに対して国論は二つにわかれています。多くの人は人口が多いから食糧増産だ、人口が多い、だから産業振興だ、人口が多い、だから貿易振興だ、というくいな案を持つておるのです。わい／＼は人口の過剰を防ぐには出生調整をしなければならぬという考えを持つけれども、それを言うのにはやはりもつと多くの説明がいるのです、ここにあるように単に「人口の重圧を除去する根本方策は人口増加の調整にある。」と一口に簡単に言えるものじゃない。この矢は十分尽さなければ多数の國民を納得せしめて、なるほどそういうふうにしなければならぬという気持ちを起させる力はないんじゃないかと思ひます。この矢につきまして人口過剰を除去するには人口の調整をばからなければならぬということをもつと委曲を尽さなければならぬと思ひます。それから中三に「どの程度の人口調整をすればいいか」という人口調整に関する目標

につきまして曰氏は自信がない。みなわからない。これまた一層困難なことで、これを
 言えればまた反対があるから言いませんが、聰明な能君や寺尾君がこんなことに触れ
 たくないことはもとよりわかるのでありますけれども、しかしおぼろしいからといつ
 て放棄すべきじゃないだろうと思ひます。少くとも参考資料くらいには二、三の意見を
 を書いて、こういう意見も、こういう意見もあるというふうなこと
 を書いておかなければならぬのじゃないかと思ひます。

中四頁は、ここに「総合的人口対策の一环」として、家族計画実践の普及を推進徹底
 せしめる強力適切なる方策を確立実施することが必要である。し、というふうな文句が
 ござりますが、内容が書いてない、総合的人口対策としてどうして徹底するか、どん
 な強力適切な方法があるか、どうして確立実施するかという内容に触れていません。
 勢いは非常に盛んなのですけれども、うすうすと内容が空白であるような感じがします。
 これにつきましてもつと内容を盛ったものを書く責任があるんじゃないかと思ひます。
 それなり私自身案があるかと申しますと、ないことはございませぬけれども、言うと

すぐに反対を食いますから遠慮するのですが、その他日本のこのような政策を主張します場合にあきましては、こういうことをほんとくに実行する常設の機関を設けろということを主張するのが一番適切ではないかと思う。このことは、昭和二十一年三月の人口問題研究会の決議にも、昭和二十四年の人口審議会でもございませうか。あいの決議にも人口政策に関する部局を設けろということを書いてございませうが、全然あいは顧みられていないのでございませうけれども、私はこういうようなことを言う以上は、そういう実行機関をつくることを主張したりどうかと思うのであります。

私の特に申し上げたいことはその四委員なのですが、そのほかの小さな委員を申し上げます。れば、決議説明資料のニルペリジのところは重圧のことが書いてあるとあつしやるけれども、これだけじゃ一般の人はなるほどと考えないんじゃないかと思うのです。これを人口過剰がいかに恐ろしいかということにつきまして、これは百人の人が全部賛成する意見でなくとも何人かがそうだと思うような意見を述べたか並べてもいいんじゃないかと思うのです。

それから三ページのところは、家族計画の反論に対する反駁として、人口は国力の源泉であるという説を反駁してあるらしいのですけれども、これは反駁になっていないと思えます。それはそうだろうけれども、もつと大事なものがあるというだけのこと、人口は国力の源泉であるということ自体の反駁になつていない。これはその限度及び他のフアクターとの調和の問題で、ある場合におさましては人口は国力の源泉でありましたようにけれども、現在の日本のよつな状態におさましては、人口がこれ以上多くなれば非常に弱くなる。早い話が、今日では日本に一兵を用いなくても日本の制海権をとつてしまえば無条件降伏になる。イギリスのような国ならいいですが日本のような国では制海権も制空権もないのですから、その点を考えただけでも人口過剰は国力を弱くするということが言えると思うので、もう少し強くお書きになつたらどうかと思う。そのほかいろいろ意見もございしますが、思いつきを申し上げさせていただきます。次ページであります。

○ 古屋専門委員 館さんここに非常にいいことが書いてある。(参考資料四ページ)

「斯る生活不安は社会不安を誘発し、家族生活は重大なる脅威にさらされる憂念を
しないのである。従つて家族計画の必要性は、人間精神の復興を近代合理主義の下に
復活させると共に、盲目的多産多死現象がもたらす家族の負担を軽減し、更に現在の
経済的進歩を促進せしめ、一段とその発展を可能ならしめるために、人口増加速度の
調整を行う」という意義が含まれている。家族計画はそういう意味を持っているんだ
という一項が出ておるのですが、こういうところを長く本文に盛り込まれらどうか
ということなのです。私の言いたいことは。

○鑑専門委員 北岡さんの御注意の点につきましてちよつと。北岡先生から御指摘の
ございました点は、大体その通りに違ひないのでございりますが、まづカーの過剰人口
論でございりますが、これはヤニ特別委員会の方では大分議論になつたのでござります
が、どうもまだ過剰人口の定義なり見方については御意見がよく成熟していませんとい
うふうに考えまして一応これには書いておらないのでござります。確かに御指摘の通
りに、過剰人口の定義を積極的に取上げて行くことを、ここで迷つておるわけござ

ございます。どうかこの点につきましては人口問題審議会におかしましてはぜひとも御検討をいただければしあわせだと思つてある点でございます。

それから人口調整の目標でございますか。これはまたこの対策委員会の方では、そこまでまだ成熟してありませんので、この人口調整の目標につきましては、ぜひとも審議会の方で特に御検討をいただきたいと思つてある次第でございます。

それから総合的な人口対策の内容につきましては、実はこれは堅苦しく申し上げますならば人口問題研究会の対策委員会の方では、大体特別委員会の方その他の方面が並行して進んで参りませんと、ただこの特別委員会だけではどうも全貌が描きにくいものでございますから、勢い抽象的なものになるのでございますが、この点につきましては、ほかの特別委員会の進行とも関連いたしまして、さらに具体的な内容が与えられて来ることになるわけでございます。その意味からは一つの特別委員会の決議にすぎないという点でございます。どうか特に北岡先生からも御指摘の点につきましては、この人口問題審議会の方にあさまして特に御審議いただきませければしあわせだと思つ

のごぞいます。

それから古屋先生からをだいま御指摘がございました点につきましては、これはもう一つの参考資料の中にまとめた意見でございしますが、この方の文章も適当に考慮することが必要だろうと思うのでございます。これらのえにつきましても、これらの参考資料を基礎といたしまして審議会の方で特に御審議をいただきたいと考えてある次第でございます。

○松岡委員　私も古屋先生と今北岡さんの御意見に大体近いのでございしますが、このうちに集められてある資料や反対論に対する駁論等につきましては、十分でなくてもよくお集めいただいておりますのでたいへんけっこうだと思えます。これは人口対策の一部としての家族計画が必要であるとなつておるのでございしますが、これを読んで感じましたことは、ただ文化的な生活を追求するというような理想主義の立場から家族計画を考えてある。その結果が適正なる人口政策と結果的に一致する、こういうことです。私の立場から言うならば、これははなはだ悠長さめまることで、現状は決して

理想的状態ではない、はなはだ軽々しく断定するようですが、政府が人口政策審議会を設けるといふこと自体が、すでに今日の人口が過剰であるという事実に基づいて、ただそれを用いかにしたらいいかということの具体的な政策を審議さそうといふので、過剰であることを断定してあるかどうかしらぬが、少くとも過剰であるといふことは、対する多大の疑いを持って審議会なるものをつくられたことは事実だと思ふ。これは断定してもさしつかえないと思ひます。だから現状が理想的な状態ではなくて、人口が非常に過剰であるから、古屋先生が御指摘になりました通りに、これは放つては置けないといふことが強く打出されるのでなければならぬので、をまたま人口制限に對して何か猛烈な反対なんかもあるであらうといふことで、風当りをいくらか少くして家族計画といふようなやさしい言葉、家族計画が何が悪いのか、こゝ言ひ得るようなところへのがれてやろうと思ひますことは、人口問題審議会として、はつきり国論の向うところをさし示すといふような案からいたしますと、かえつて効果を著しく削減するのではないか、ごすかり、多少の摩擦は覚悟の上で、国民の大多数は、古屋先生

の御指摘になつた通りまちやちやに産んであるのではない、実は多過ぎて困るけれども適当に調整する道が知らなかったり、やつてみても時あつて失敗いたしました、先日下条先生がきりぬめて正直に述べられておられました、私自身も実はそういう失敗をしたことがあるのですか、そういうことは必要を感じない、無頓着な人もあり、必要を感じておられる方も失敗して困るてある、そこで無頓着な人はその必要を知らせることが必要でありますように、方法を教えることも必要でありますように、しかし人口をこのままにしておいてはいかぬのだということをもう少し強く打出して行かないと人口対策の一部として家族計画を考えると、いくらいいだけでは物足りない、効果がないと考えるのでございます、人口問題研究会としておやりになることは、もとより同じ趣旨であるに相違ないのですが、人口問題審議会には、もう少し強く打出することが必要だといふので、大体に古屋先生並びに北岡さんの御意見に私も賛成でございます、人口問題は戦争につながる問題だといふほどに私は思つてゐるのです。

○福田委員　古屋さん北岡さん松岡さんから御意見がございましたが、私もお三方の

御意見に賛成でございますが、またある意味では反対の気持も持っております。と申しますのは、人口問題研究会で今日御研究の結果を提示していただきまして拜見したのであります。今おつしやいましたお三方の御意見は——ごもつともで、私もその通りの考えを持ってあります。か、そうして賛成なのでございませぬども、これは國民大衆を相手にしております仕事でございませぬので、いろいろそこには順序段階等の顧慮が必要であらうと思ひますので、私は私の個人的傾向かもし小手せんけれども、壁を塗りますように、まず下塗りを塗りまして、若干乾きましたときに中塗り、上塗りとやった方が、物がよく固まり、すべりがいいという考え方を始終うたつております。今日のこの問題につきましても、今日拜見いたしましたものを下塗りといひまして、ちようど本でございませぬと、序論とか総論とかいつたような言葉を巧みに余すところなく適当におとりまとめを願つてあるように思ひますので、これを第一のステップといひまして、私どもは全面的にこのままの形で了承を頂戴いたしまして、この上に第二のステップ、第三のステップといひまして今度はより具体的な、より重実

的な、また大衆に呼びかけるような、鼓舞鼓吹といったような強い線も一面において
は出しまして、いろいろな決議なり刊行物の形でもって、この運動を次々々に盛り
上げて行く必要があると思ひます。一気に盛り上げることは、私は日本流の壁塗りの
プリンシプルからいましてちよつと無理ではないか、その意味で今回のこれは一
一のステツプとして、ちよつと適切なように拜見いたしました。

○古屋専門委員 重ねて恐縮でございますが、私農村を三つばかり持って指導して四
年にちります。茨城県の常磐炭砒、福島県の常磐炭砒に行つてあります。それから
葛飾等の生活保護指導所員に、一年以上毎月行つて指導してありますが、実際社会大
衆の要求は、ここぞ学問をやつた学者の方々が觀念の上であつたことを考へてあるよ
うなものじゃない。実際は、もつと切実な、切迫した氣持を持つてあつて、むしろ家族計
画とほどういふものだというようなことよりも、どうすればこんな困つてあるのが
助けてもらえるんだ、という希望の方がどこに行つても大勢を占めてあるのでありま
して、それも含むように持つて行かなければ、これは觀念の逆転のよつたものになつ

てしまう。ただ反対者はかりをこねがって、あつちにもこつちにも障らぬが、しかしながら訴える力は非常に少いというようなものにすることに對しては、この研究会の案をお取上げになつて審議会の案をおつくりになるとさによほどその点を御考慮願いたいと思つてあります。

それから各県の保健所において受胎調節の普及を行つておることは御承知の通りであります。私の方も数日のうちに第十回目の講習会が始まるのでありますが、それらの指導者のだれの意見を聞いても、ただ従来の母体保護といつたようなことを言つておつたのでは民衆がとりあへなくなつてしまつておる、非常に輕視する傾向すら現れておる。しかも墮胎も上手になつて来て死亡率がだんく少くなつて来ておる。弊害もだんく減つて来つたあるから、何も墮胎をやつてもがまわなれじやないかというふうになつて、母体保護という言葉の魅力はほとんどなくなつてしまつておる。そういうことはいつまでもこたわつておるのは甘いといふことを民衆の方からおしりおれしく訴えて来るやうな状況です。そこらを御賢察願つて、今度審議会の案をつく

られるときには、むしろこちらの方に書いてあるようなところを、もう少しかえて強く織り込んでいただきたいということを希望しておきます。

○寺尾委員　実は私も委員長というものを承りまして、ああいう大勢でもって議論して最後の結論をつくりますと、どうしても非常に弱いものとなる。これは確かです。そのときはもつと突き込んで議論が行われてありましたけれども、最後にはどうしても当らず障らずのようになってしまふ。これは初めに人口問題研究会で昭和二十一年でしたか対策委員会をつくりまして、あのときの答申案も、あのとき行われた議論とは似てもつかぬ、何か骨を抜かれたようなものがござたと痛感しておりますが、今委員長としてでなくて個人としての資格でちよつと申さしていただきますと、先ほどから承っておりますことは、実は私がかだん考えであることと同じであります。家族計画というものは、さつきもちよつと申しましたが、これは現在その形で日本の産児調節が行われているとは私は考えておかない。結局普通に行われているのは産児制限であつて、しかもその手段は、ここには受胎調節一本やりで行くように書いておき

ましたけれども、現実においてそうでないことは皆さんのお説の通りです。ただそれ
を正直にそこまで記ってしまった方がいいのかどうか、そこを反対されたのでは、そのさ
きは一切だめになるだろうというので、いけば一番無難な家族計画というものを取上
げたわけですが、実際は政府が人口縮小政策を取上げれば、全部にわたっての産児調節
を直ちにキエツとする。政府の力でそれを左右する以外に方法はないと思うのです。
ですから結局は夫婦向の産児調節を促進する。それをどうすればいいかということに
向題が帰着するわけで、そのために一番無難な家族計画という概念を持って来ただけ
でありまして、私自身の考えからいいますと、何も文化的の意味での家族計画でなく
ても、夫婦の間でもつて、とにかくこれじゃ困るからというので、いけば追つかけら
れたような形で調節したって私はさしつかえないと思う。それに便宜を与え、その必
要を政府が強調して行く。今のところはむしろそこどころかほんとうのところじゃ
ないかと思うのです。私自身は、古屋先生も御承知の通りもっと徹底したことを考え
てありまして、今日行われる人工妊娠中絶のごときも、外国の目から見ればはな

はだふとどきなものとさしてありますけれども、日本ではあれが現在出生率エツクの
ゆきをしてある。このことを考えると、日本の場合には、それも取入れたような形の
日本独特の、いわばこういうった非常事態に即応した非常形態の家族計画があつてもい
いんじゃないかというのが、私個人の始終述べてある考えであります。この向もこのこ
とで古屋先生に示されたことがあります。ただ委員会としますと、それではいかに
も乱暴だ、こういうので、そのほかにもずいぶんいろ／＼な意味の相当突き込んだ意
見が委員の向で出てありますけれども、この最後の結論のところでは全部削られて
しまつて、最大公約物的なものがここに残つたわけでありす。無難といえは無難、
そのかわり何も新味もないような結果になつてしまつたのであります。まことに私は
残念には思つてあります。委員会というものの性質上ある程度までは御了承
願いたいと思つてあります。

○古屋専門委員 御努力は大いに感謝してあるのであります。

○永井部長 御参考までに私の前見を述べさせていただきます。私はこの人口問題

研究会の審議の際に一委員として参加してあつたのであります。結局どうしてこういう道方の乏しい結論が出たかと申しますと、一、日本の過剰人口がどれくらいあるか、どれくらい人口が適当であるか、少くとも六千万とか五千万とかに圧縮しなければならぬというような前提があると強く行くのですが、ついでに、このことをばつさり言ひ切れないという理由から、だん／＼弱くなつてしまふ。しかし、少くとも今までのような母体保護という見地ではいけない。むしろ各自の経済生活をもつと安定させる方に向く力を入水て書いた方が存あよかつたと思ふのであります。これは当時の研究会の審議に参加したときの私の感想であります。私の個人の意見はもつともつと徹底してある。しかも水はここで申し上げる必要もございません。いかがでございますでしょうか。ここらで何名かの方に起草委員を願つて、今日の皆さん方の御意向も大体わかりましたこととありますから、そこはこの部会を移しまして、その起草委員会のところまでひとつ徹底した御意見をまとめていただくと、さうしてこの部会にもう一ぺんかけて、ただちに總會の方の決議に移るようにしたいと思ひますが、いかがでありますよ。

うか。――起草委員になつていただく方を私に指名さしていただくことをお断しを願えますか。

〔拍手〕

○永井部長　それでは、これはいずれ互選をなさることでありましょうか。松岡さんに起草委員長を願うという御了解のもとに、芹尾さんと古屋さんと北岡さんのお三名に起草の任に當つていただく、そのうちのどなたか原案をおつくりになるか。そのときの委員会の御希望もありましょうが、私個人の希望を申せば、古屋さんに原案をつくつていただければたいへんいいと思います。

委員会は三回も開いていただきますれば、九月ごろには成案がでましようから、そのときに部会を開き、総会を開いて、世向に九月中には発表したいものだと考えておられますが、それで御意見をございませんければ、そういうことにいたしたいと思ひます。それでは暑さもひどいことでありまますから今日はこれで終わります。

午後三時四十分散会